

仕様書

- 1 業務名 豊橋リサーチパーク除草等業務
- 2 業務場所 豊橋市西幸町地内
別紙1 参照
- 3 業務内容 (1) 機械刈り (肩掛式も可)
(2) 刈り草の搬出
(3) 写真撮影
(4) 資源化センターにおける刈り草の処分
(5) 業務実施報告書の提出
- 4 実施時期 令和6年9月
※平日利用している箇所もあるため、実施日は、土曜日又は日曜日とする。
- 5 留意事項 (1) 作業中は、人及び車等への飛び石等に配慮し、十分注意すること。
(2) 除草を行う時期及び場所については、別に指示するものとする。
(3) 実施日については、豊橋サイエンスコアの敷地内も含むため、豊橋市及び施設管理者(株)サイエンス・クリエイト)と調整すること。
(4) 刈り草の処分費については、実績に応じて支払うこととし、支払時に清算する。
想定投入料金 25,000円
(5) 業務実施報告書には資源化センター計量伝票の写しを添付すること。
(6) 本仕様書に記載のない事項については、協議のうえ決定すること。

安全対策について

- 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
- 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育*を実施し、報告すること。
- 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- 建設工事保険等の加入について
 - ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - ・保険契約後は証券の写しを提出すること。

※ 「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。

位置図



所在地及び除草面積等

図面番号	所在地	面積	左のうち除草面積
① 駐車場	西幸町字古並 51-22	2,315 m ²	527 m ²
② 幸王寿園の隣地	西幸町字古並 51-27	218 m ²	218 m ²
③ 植物工場の隣地	西幸町字浜池 331-12	177 m ²	177 m ²
④ 高師台中学の隣地	西幸町字浜池 331-15	433 m ²	433 m ²
⑤ サイエンスコア北側法面	西幸町字古並 51-11	330 m ²	330 m ²
		計	1,685 m ²

※①駐車場については、一部防草シートあり